

出資契約書

出資者★★★（以下「甲」という）および株式会社★★★（以下「乙」という）は、乙の★★★★★事業（以下「本事業」という。）に対する出資に関して、以下のとおり出資契約を締結した。

第 1 条（目的）

本契約は、当事者間の信頼関係を基盤とし、乙の事業の発展を促進するために必要な資金を甲が出資することにより、業務の拡張等円滑に事業活動を推進させることを目的とする。

2. 前項の目的を達成するため、甲及び乙は、本契約により甲乙間の取引の基本的条項を定め、信頼と協調の精神に則り、信義誠実の原則に従って本契約を履行する。

第 2 条（出資）

甲は、本事業に対し、金★★万円（1口金★★万円・出資口数★★口、最大★★口）を出資者として出資するものとする。

第 3 条（配当）

乙は、★★★★年★月以降、各月末日において本事業に事業利益が残存した場合には、当該月の現存利益の★★%を配当金として、翌月末日までに甲の指定する銀行口座に振込送金する方法により甲に支払うものとする。ただし、各月に支払う配当金は、以下の金額を限度とし、振込手数料は甲の負担とする。

- （1）配当金支払総額が出資金の2倍に達するまでの間
出資金額の10%
- （2）配当金支払総額が出資金の2倍に達した翌月以降
出資金額の5%

第 4 条（本事業の営業基準等）

乙は、第1条の目的の趣旨を十分理解し、甲の利益保護を念頭に本事業を誠実に実施する。

第 5 条（再委託禁止）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、本事業の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第 6 条（乙の事由による解除）

甲は、乙につき次の各号に該当する事由が生じたときは、乙に対して何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとする。

- （１）乙に重大な過失または背信行為があったとき。
- （２）乙が甲に対する本契約における配当金支払債務を履行しなかったとき。
- （３）乙が、差押または仮差押を受けたとき、仮処分、租税滞納処分等の処分を受けたとき、または、整理、民事再生手続、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、整理、民事再生手続、会社更生手続の開始もしくは破産申立をしたとき。
- （４）乙が自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または支払停止状態に至ったとき。
- （５）乙の経営状態が悪化したとき、または悪化するおそれがあると認められるとき。

２．前項の場合に、乙が甲に対し、支払うべき債務が存在する場合には、乙は直ちに債務全額を支払わなければならない。

第 7 条（事業の廃止）

乙は、本事業を廃止、または出資を廃止する場合であっても、出資の返還は行わない。

第 8 条（出資の中止）

甲は出資を中止する場合、★ヶ月前までに乙に通知するものとする。乙は甲との協議により返済日、返還額を決定し、甲の口座に振り込むものとする。なお、通知後の配当金の支払いは行わない。

第 9 条（協議）

本契約に定めていない事項については甲乙間互いに誠意をもって、その都度協議決定するほか、従来取引実情および一般慣習に従うものとする。

第 10 条（管轄裁判所）

本契約により生ずる権利義務に関するすべての紛争については、乙の本社所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の契約の成立を証するため、本書 2 通作成し、甲、乙が各自記名捺印の上、各 1 通 を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)